

旧生活家庭館解体工事における アスベストの不適切な処理に至った経緯と今後の予定について

1. アスベストの不適切な処理に至った経緯について

受注者 林光土建株式会社は、適正な工事を施工する準備をしていたにもかかわらず、施工に先立ち市に提出した施工計画書の内容とは異なり、計画工程よりも早期に屋根の撤去工事を開始した。設計図書に記載したアスベスト除去手順については、工事契約後に市があらためて現場説明し打ち合わせを行ったが、誤った施工方法で工事を実施し、令和元年9月4日から同27日の間、建物の外壁頂部の梁上に点在するアスベストを外気に露出させた。

また、関係法令等に基づきアスベスト除去工事の開始までに必要となる届出等についても、事前の手続きがされていなかった。

受注者が配置した現場代理人は、アスベスト除去工事の実績がなかったため、現場体制を支援するために経験のある技術者が指導を行っていた。実質的には当該技術者が本工事現場を主体的に運営する状況となっていたが、他の工事を兼務していたこともあり、現場不在により状況等が正確に把握されず、現場代理人に対する確かな技術指導が行われていなかった。誤った施工手順により屋根の撤去工事が開始された8月29日から9月24日までの期間、当該技術者は現場に出向いていないことが確認されている。

2. 今後の予定について

本工事において設計図書に記載したアスベスト除去手順については、労働安全衛生法並びに石綿障害予防規則、大気汚染防止法に準拠するものであったが、これらの必要な措置を講じなかったことにより、豊橋労働基準監督署からアスベストが残存する範囲の隔離措置を行うとともに、措置を完了するまでの期間対象建物の工事を停止する旨の命令を受けたことにより、今後の対応を次の通り予定しています。

10月中旬～10月下旬	建物全体の隔離措置の是正工事
10月下旬	受注者による地元説明会
11月上旬～	アスベスト除去工事
アスベスト除去後	建物解体工事